

第1588回島根県教育委員会会議録

日時	令和2年2月20日
自	13時30分
至	16時50分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—公開—

(議決事項)

第33号 スポーツ基本法第10条第2項に係る教育委員会の意見について(総務課)

第34号 県立学校の組織編制に関する規則の一部改正について(学校企画課・特別支援教育課)

——以上原案のとおり議決

(協議事項)

第13号 次期しまね教育ビジョン(案)について(総務課)

第14号 少人数学級編制・スクールサポート事業の見直し最終案について(学校企画課)

第15号 小中学校の学校司書等配置事業の見直し最終案について(教育指導課)

——以上資料により協議

(報告事項)

第87号 新型コロナウイルス感染症への対応について(総務課・保健体育課)

第88号 松江市内県立普通科3高校の特色化説明会等の開催について(学校企画課)

——以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第35号 令和2年度教育委員会事務局等職員(管理職)の定期人事異動(教育職員関連分)について(総務課・学校企画課)

第36号 令和2年度県立学校教育職員(管理職)の定期人事異動について(学校企画課)

第37号 令和2年度市町村立小中学校等教育職員(管理職)の定期人事異動について(学校企画課)

第38号 令和3年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験について(学校企画課)

——以上原案のとおり議決

(承認事項)

第7号 教職員の分限処分について(学校企画課)

——以上原案のとおり承認

(報告事項)

第89号 令和元年度2月補正予算案(追加上程分)の概要について(総務課)

第90号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定について(保健体育課)

——以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員 池田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

佐藤教育監	全議題
石原教育次長	全議題
小仲参事	全議題
福間教育センター所長	公開議題
佐藤教育次長	公開議題
安食総務課長	全議題
小村上席調整監	公開議題
米山教育施設課長	公開議題
佐川教育施設課管理監	公開議題
木原学校企画課長	公開議題、議決第35～38号及び承認第7号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題
江角地域教育推進室長	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
福島特別支援課上席調整監	公開議題
原保健体育課長	公開議題及び報告第90号
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
平野福利課長	公開議題
渡部環境生活部スポーツ振興課長	議決第33号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

田原総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
山崎総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	2 件
	承認事項	0 件
	協議事項	3 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	4 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	林 委員	

－ 公 開 －

議決第33号 スポーツ基本法第10条第2項に係る教育委員会の意見について（総務課）

○新田教育長 この議題は、11月1日の会議で事前協議したものであり、本日も環境生活部の渡部スポーツ振興課長が出席している。教育委員会の総務課、続いて、スポーツ振興課から説明をお願いする。

○安食総務課長 資料の1の1ページを御覧いただきたい。本件については、昨年11月1日のこの会議において事前協議した、資料の1知事が策定する計画に記載している第2期島根県スポーツ推進計画について、知事から教育委員会に対して意見照会があったものである。実際の知事から教育長宛ての意見照会の文書は1の4ページを御覧いただきたい

1の1ページの参考の関連法令等を御覧いただきたい。（1）のスポーツ基本法第10条第1項の規定に基づく県が定めることを努力義務とされているスポーツ推進計画については、（3）の島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例によって、スポーツ推進に係る事項を知事に移管していることから、知事が定めることになっている。そして、知事がスポーツ推進計画を定め、又は変更しようとするときは、

（1）のスポーツ基本法第10条第2項の規定により、教育委員会の意見を聞かなければならないことになっている。これから、2の計画案の概要について、スポーツ振興課長から説明いただき、その後でまた、私から改めて教育委員会としての意見案について説明をしたい。

○渡部スポーツ振興課長 第2期島根県スポーツ推進計画については、11月1日の会議で御説明をさせていただいた。その後、パブリックコメントを実施し、いただいた意見を踏まえ、修正を加えて、1月29日に開催した島根県スポーツ推進審議会でも審議をいただいて、最終案ができ上がったところである。今日は修正を加えたところを中心に御説明をさせていただき、先ほど総務課長から説明があったように、教育委員会としての意見をお願いしたいと思っている。

1の2ページを御覧いただきたい。趣旨、背景・経緯、概要については、11月1日の会議で説明させていただいたとおりであるが、この計画は国の第2期スポーツ基本計画を踏まえて、現在策定中の島根創生計画のスポーツに関する部門計画として位置づけ、令和2年度からの5カ年の計画として策定をしている。

3の概要に記載しているが、現計画の枠組みを引き継ぎつつ、これまでの取組の成果と課題を明らかにするとともに、直近の情勢を踏まえた内容の改訂を行い、そこに記載して

いる4つの項目を柱とした計画としているところである。

4のパブリックコメントの実施を御覧いただきたい。パブリックコメントは、令和元年12月11日から令和2年1月10日までの1カ月間で募集をした。集まった意見は5件である。1つ目の意見は、全体を通じて、県民誰でもわかりやすいように言葉の注釈を入れてほしい。特に総合型地域スポーツクラブは地域への認知度が低いというものであった。これについては、別冊計画案の5ページを御覧いただきたい。一番下のところに注釈として、総合型地域スポーツクラブ及びこれに関するしまね広域スポーツセンターの注釈を追加したところである。

元の資料1の3ページに戻っていただいて、2つ目の意見である。ロコモティブシンドロームについて、壮年期だけの課題ではなく、子どもからの課題とすべきではないかというものである。これについては、計画案の16ページを御覧いただきたい。このページは地域スポーツ活動の中心を担う壮年期のスポーツ推進を記載したページである。この中段のところ、これまでの取組の成果・課題の最後の段落、それから一番下の今後の具体的施策の展開の最後の段落、ここにロコモティブシンドロームについて記載してある。意見にあったように、子どもの課題として取り上げられることもあるが、子どもたちは体育の授業や部活動など、学校生活において運動の機会が日常的にあることから、この計画においては主に壮年期の課題として取り組むこととしている。

3つ目の意見であるが、同じく16ページ、今後の具体的施策の展開の3行目の中ほどのところ、しまね広域スポーツセンターと連携してという記述をしているが、これについて、元の資料の1の3ページの意見のところである。これのもともとの文章が、「しまね広域スポーツセンターと連携して、クラブマネジメント研修を行い、地域の人材の掘り起こしや活用を促進」という記述であって、事業の目的が違うのではないかという御意見であった。これについては、16ページに戻っていただくが、文章を「しまね広域スポーツセンターと連携してクラブマネジメント研修を行い、クラブを中心とした地域でのネットワークづくりを促し、地域人材の掘り起こしや活用を促進してい」くということで、趣旨が分かるように記述を追加した。

4つ目の意見である。32ページ、33ページを御覧いただきたい。このページは関係団体との連携・協力とスポーツ指導者の養成・資質向上のページである。33ページの今後の具体的施策の展開の3段落目に「また、国において、令和3年度からの運用を目指して準備が進められている総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度については、その動向を注視

し、島根県体育協会と協力しながら準備を進めていく」という記述がある。38ページを御覧いただきたい。地域の特性を生かしたスポーツ推進のページであるが、当初は、これの今後の具体的施策の展開の最後に記載していたが、これに対する取組の成果・課題の記載がここにはないのではないかという御意見があった。総合型地域スポーツクラブに関しては、もともと先ほど見ていただいた32ページに課題、施策展開を記載していたので、統一的に先ほどの記載を33ページに移すということにした。

1の3ページ、5つ目の意見である。県・市町村・学校・関係団体に期待する役割を明確にしたほうがよいのではないかという意見であった。これについては、市町村・学校・関係団体の果たすべき役割は複合的に絡み合い、地域の状況によっても異なるため、計画はこのままとした上で、施策を展開していく上では、それぞれの取組の整合が図られるよう、連携をとりながら進めていくということにしている。以上がパブリックコメントを踏まえた計画の変更点である。

今後の予定であるが、本日、教育委員会会議に付議させていただいたが、県議会常任委員会に報告し、3月には決定、公表したいと考えている。

○安食総務課長 先ほどスポーツ振興課から説明があった第2期スポーツ推進計画を策定することについて、1の1ページにお戻りいただいて、次は3の知事に対する教育委員会としての意見（案）をお諮りしたいと思う。読み上げる。

第2期島根県スポーツ推進計画は、前計画である島根県スポーツ推進計画に基づくこれまでの取組の成果と課題を明確にした上で、これからの社会の変化に対応したスポーツの推進を図る内容となっており、適切と考えるというものである。

1の5ページを御覧いただくと、これが知事宛ての教育委員会の意見についての文書（案）である。

○林委員 資料1の2ページのパブリックコメントのところにもあるが、確かにこの総合型地域スポーツクラブという名前の認証というのは、まだ浸透してない気がする。県内各地域でいろいろなスポーツ教室であるとか、スポーツクラブという形でいわれると、皆さん方、そのことかなと思われるが、なかなかそれと結びつきがまだまだ全然できてないという気がした。その一方で、まだまだ県内の中でも隠岐の4町村や、邑智郡、鹿足郡の一部の町のほうでは、まだそうした地域内スポーツクラブができていないところもある。その中で、地域の事情もあるとは思うが、そうした場合には公民館のほうでそうしたスポーツの振興がやりやすいようなやり方をするとか、いろいろな幅広い振興の仕方を検討して

いく必要があると感じた。

○新田教育長 今、林委員から御指摘のあった点については、この計画の中ではどこに整理があるか。

○渡部スポーツ振興課長 32ページ、33ページのところで総合型地域スポーツクラブについては記載している。地域から求める役割を果たすこと、地域の中に定着していくことが今後の課題としていて、今後、市町村が総合型地域スポーツクラブの自立的運営を支援できるように働きかけていきたいと考えている。今、委員が言われたように、なかなかまだ総合型スポーツクラブとして動けていない地域もある。ただ一方で、これも委員が言われたように、そうは名乗っていないが、公民館の活動をしていただいているところもある。今後、登録・認証制度というのが始まっていくけれども、そういったところもにらみながら、他の地域でこういった取組が広がるようにやっていきたいと思っている。

○渡部スポーツ振興課長 申し訳ないが、1点修正をお願いしたい。2ページである。表の一番右下のところに「第3期しまね教育ビジョン21」と勝手に書いている。まだ、名称未定であるので、ここは確定次第、記載をしたいと思っているので、よろしく願います。

○新田教育長 このスポーツ振興計画の案の段階では、2ページの一番右下の「第3期しまね教育ビジョン21」というところは空欄の扱いになろうかと思う。最終確定する段階で決まっておれば、それで入れるということになる。

○浦野委員 学校体育のところだが、体育が楽しい、運動することが楽しいとか、運動の苦手な児童生徒、運動に前向きでない児童生徒へのアプローチを心がけ、負の要因を取り除く手だてを検討していくことが必要であるとあるように、体育嫌い、運動嫌いな子をなくそうという学校体育の方向性がたくさん見えるのだけれども、そうやっているのにもかかわらず、運動をする子としない子が二極化していくというところは、今後どうされていくとか、そういう計画はあるか。

○原保健体育課長 浦野委員が言われたように、運動する子、しない子、二極化があるという現状がある。体力がなかなかついていない、そういった子どもたちに体力向上というか、将来にわたって健康づくりができるようなことが必要である。従来から昭和61年ごろが子どもの体力というのはピークと言われていて、それが今、低下している状況なのだが、できるだけ向上させていくということで、就学前から運動ができるような取組というか、認定こども園とか保育所とか幼稚園の保育士さんにも体を動かすための遊びの仕方、そういった指導力向上であるとか、また、就学時からでも体育の授業が楽しいと、まずはそう

いったところから、初めて体を動かしていくこと、また学校の方で自校の児童生徒がどういった体力に弱みがあるか、例えば柔軟性に欠ける部分があるのではないかとか、持久力が足りないとか、そういった現状、実態を踏まえて、体育の授業だけではなくて、例えば昼休みの時間を活用して、全校で体を動かすとか、そのような取組を地道にしながら、できるだけ体力向上、そういう運動的に体を動かすことに親しむといった取組を続けていきたいと考えている。

○真田委員 先ほども浦野委員からもあったが、小学校の先生方に聞くと、授業時間45分か40分かの間きちっと座ってられない、何か机の上うつ伏せになったり、きちっと45分間もたないということを言われる方がおられるので、7ページのほうにも書いてあるが、誰もがライフステージに応じた生涯スポーツの推進、体育協会等と連携しながら研修をして、講師さん等を派遣してということなのだが、就学前、それから小学生等々にもきちんとした体力がつくように、またぜひ応援していただけたらいいなと感じたので、ぜひお願いしたいと思う。

○新田教育長 御紹介あったように、6ページ以降のところ、各成長段階に応じた記載となっている。

○出雲委員 このスポーツ推進計画案はかなり結構読み応えがあったが、今後また県民の皆様こういうものを知っていただくために、何かもう少し簡単なというか、簡潔なものを作成する計画が今後あるか。

○渡部スポーツ振興課長 この冊子は印刷をして、ホームページでも公開するが、これとは別に、概要版としてA3判を2つ折りにしたものでビジュアル等も使いながらわかりやすいような形で、手にとってもらいやすいようなものを作成して、配布をしていきたいと考えている。

○出雲委員 せっかくこういう計画を立てられて、広く県民の皆様にも知っていただきたい。

○池田委員 昨日、たまたま隠岐の五箇地区の学校評議委員会があったが、五箇だけではなくて、隠岐地区ではもう野球のチームが中学校では組めない、新人戦に出られない、8人でやっという状況があって、少子化という問題がそういうところにも出てきており、もし来年組めたとしても、合同で1チームだけで、いきなり試合がなく、県大会に出るというような状況が出てくるのではないかということ、寂しいと皆さん言っておられた。その辺りの競技がしたくても競技ができなくなってくるということに対するスポーツの紹

介、野球、少なくなればバスケット、それから卓球と、1人でもやれる競技にどんどんいっているような気がする。チーム競技、集団でできることが少なくなっていることに對しては、今後どのように取り組んでいこうということがあるか。

○原保健体育課長 確かに少子化の影響で、人数が多い野球やサッカー、そういうチームが1つの学校で組めなくなってしまうという現状は確かにある。今、近くの中学校との合同チームとか、そういったことも含んで、練習していくような実態がある。ただし、なかなか練習試合や、練習もできない現状もある。解決策はなかなかないと思うのだが、できるだけそういう学校体育だけでもなく、社会体育でやりたい競技ができる環境、先ほどの合同チームとかそういった中でもどういったことが工夫できるか、今の中学校には合同チームで大会に出ることもできている。そういう環境がどのように整えられるかというのは、また考えていかないといけないと考えている。

———原案のとおり議決

議決第34号 県立学校の組織編制に関する規則の一部改正について（学校企画課・特別支援教育課）

○柳楽県立学校改革推進室長 2の1ページを御覧いただきたい。1にあるように、このたびの改正は、昨年9月にいただいた県立高校の入学定員に関する議決内容とそれと昨年12月にいただいた特別支援学校の入学定員に関する議決内容、それから昨年度、一昨年度に決定した入学定員が年次進行する内容を県立学校の組織編制に関する規則に反映させ、令和2年度の県立学校の学科及び学級区分ごとの定員を定めるためのものである。

2の改正内容である。（1）の高等学校においては、平成31年度に学級減をした松江東高校、大社高校、益田高校の第2学年の定員を改める。また、令和2年度に定員増を実施する島根中央高校、矢上高校の第1学年の定員を改めるものである。（2）の特別支援学校高等部においても、一昨年度から令和2年度の入学定員に基づいて、第1学年から第3学年、それぞれ資料にあるとおりの特別支援学校の定員を改正するものである。改正案については、次の2の2ページから2の5ページのところの新旧対照表のとおりである。なお、施行日は令和2年4月1日である。

○新田教育長 基本的にはこれまで改正をやってきたものの学年進行という整理である。

———原案のとおり議決

協議第13号 次期しまね教育ビジョン（案）について（総務課）

○小仲参事 次期しまね教育ビジョン（案）について、説明をさせていただく。資料3ページである。本日は、前回2月14日の教育委員会会議での協議に基づく修正と、今回新たにお示しする内容について説明をさせていただく。この資料の1、2については、前回説明しており、概要について別冊によって説明をさせていただく。

別冊の3ページを御覧いただきたい。Ⅰの計画の策定についての5の全体構成だが、1行目の図1は4ページの全体構成のことである。このビジョンには4つの図があるが、分かりやすいように図に番号を付けた。3ページの3段落目の4行目だが、「育成したい力」は学習指導要領で示された「育成すべき資質・能力の3つの柱」と関連づけて示していると記載しているが、どのように関連づけているのかについて、この朱書きのように追記した。地域社会については、後ほど説明をさせていただく。

5ページになる。Ⅱの教育の魅力化の3段落目であるが、「生きる力を育む際には」のところは、生きる力を高めていくということを表すために、3つの要素をバランスよく育成しつつ、この朱書きのところ、「全体として高めていく好循環を確立」というふうに、上に向かって循環して高まっていくということを文章でも表すように修正をしている。

6ページ、3の「島根らしい魅力ある教育とは」については、前は3つについて白丸でそれぞれ示していた。これは、優先順位とか順番があるのではなく、並列であるとの考えから（1）（2）（3）ではなく、白丸としていたが、その意図がわかりづらいということと、ほかの記載とのバランスもあるので、朱書きのように示してはどうかと考えている。

4の「教育の魅力化」推進のポイントだが、これは、ポイントとしてはこの記載が長過ぎるのではないかという御指摘があった。これについては、ポイントとしては（1）から（4）まで、（1）教育目標の明確化、（2）基礎学力の充実、（3）学校と地域の協働、（4）異校種間の連携、これがポイントと考えている。その下の文章はその説明というか、解説と考えているので、このところは特に修正はしていない。

7ページ、5の「教育の魅力化」を進めるために（3）ふるさと教育、地域課題解決型学習の推進への追記である。「しまねのふるまい」については、これまで10年間にわたって、ふるまい推進プロジェクトとして取組を進めてきた。今後は、プロジェクト事業としてではなく、各地域、各年代での教育活動の取組の基底に据えた取組として展開していくということ、先般開催されたふるまい推進連絡協議会の場で協議して決められたという

ことである。一方、このビジョンの教育の魅力化で述べているふるさと教育や地域課題解決型学習は、ここにあるように、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を育むだけではなく、地域の人との触れ合いやかかわりの中でルールやマナー、思いやりの心、さらには公共の精神などふるまいを学ぶ有効な場となっている。これらのことから、島根県のこれまでのふるまい推進の取組は、この教育の魅力化を進めていく大切な視点の1つであると考えられる。そこでこの教育の魅力化の取組の中に、このように「しまねのふるまい」について記載をしてはどうかと考えている。

9ページ、この教育の魅力化による次代を担う人づくりの最後のところであるが、2月14日の資料では未来にはばたく心豊かな人に向かっていくように示していたが、他と合わせた記載にしたほうがよいのではと考え、このように修正をしているところである。

14ページになる。Vの地域社会としていた。これが、育成したい人間像、育成したい力の次に来るのは唐突感があるので、教育環境の充実の後、最後に書いた方がよいのではないかという御指摘があった。これについては、次期ビジョンでは、教育を通じて育成したい人間像や力だけではなく、教育を通じて目指す地域社会の姿も示すこととしている。そのため、全体として基本理念の次に育成したい人間像、育成したい力を示し、その次に、教育を通じて目指す地域社会の姿を示している。そこで14ページの表題は、「地域社会」だけであったものを、「教育を通じて目指す地域社会の姿」に修正をした。また、3ページの全体構成の説明であるが、ここも「教育を通じて目指す地域社会の姿を示している」と修正をしている。

16ページの図4になる。これは基本理念にある「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人」に向かっていくということを示すために、この赤のところ、towardを追記している。そのほかの修正としては、計画等の策定年月日を追記したり、ほかの箇所との字句の統一を図ったりするなど修正をしている。修正箇所としては以上である。

17ページからは今回新たにお示しするもので、VIIの教育関係の充実である。これは(1)から(4)の4つの柱を中心とした教育環境とこれらの基盤となる教育環境の整備、充実を示している。基盤となる教育環境の充実は、下から5行目、「特に」からである。

「特に、子どもの人格形成に大きな影響を与える人的環境としての教師自身が」から「そのような資質・能力を備えていることは、教育の魅力化、魅力ある学校づくりに欠かせない条件です。」として、教師の皆様への期待を示しているところである。

18ページからは、項目別に現状と課題、今後の方向性について主なものを示している。多いのでポイントだけ説明をさせていただくが、「1 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育」は、(1)に基礎学力の育成ということを掲げている。今後の方向性としては、市町村と連携、協働し、それぞれの調査の結果分析に基づいた指導の改善を推進する。または、協調学習の考えを取り入れた授業改善、あるいは学校図書館活用教育などを進め、言語能力や問題発見、解決能力等の育成、あるいは、情報活用能力の育成や個別の学習履歴などを活用した指導をすすとしている。

「(2) キャリア教育の推進」だが、これは教育審議会でもキャリア教育についてもきちんと書くべきではないか、という御意見もあった。今後の方向性としては、教育活動全体を通して、系統的なキャリア教育に取り組む、あるいは、自らの人生設計を考える教育の推進、または体験的な学習が教科の学習とどのようにつながっていくのかなど、学ぶことと生きていくこと、働くことの関連性について子どもたちの理解を深める取組の推進、あるいはキャリアパスポートの作成や活用などについて記載をしている。

「(3) 幼児教育の推進」については、次のページに今後の方向性を記載しているが、現在、策定中の島根県幼児教育振興プログラム、これに沿って幼児教育施設や、市町村などの関係者とそういった情報を共有し、または実践事例集の作成などをし、職務に応じた研修を支援するとしている。

「(4) 読書活動の推進」については、次のページになるが、乳幼児期からの読書習慣の定着や、学校図書館活用教育を推進するとしている。

「(5) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上」は、これは先ほどもいろいろ御意見等あったが、今後の方向性としては、子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送るためということで、健康に関する知識や、健康的な生活を実践していく力を育成するとしている。また、電子メディアの接触に関する健康への影響への対応、それから次のページで、食育の推進とか、最後は体力の向上とか、スポーツを通じて、諦めずに最後までやり遂げる力の育成などについても記載をしている。

23ページからは、「2 一人一人の個性や主体性・多様性を活かし伸ばす教育」として、「(1) インクルーシブ教育システムの推進」ということで、今後の方向性としては、市町村や関係機関と連携し、それぞれの学びの場において、特別な支援の必要な子どもたちが適切な支援を受けて、その能力を最大限に伸ばし、自立し、社会参加できるよう一人一人の教育的ニーズに応じた教育を充実するとしている。これについては、現在、今年度は

特別支援教育の在り方検討会でいろいろ検討いただいでいて、今年度中には提言をまとめていただくという計画と聞いている。来年度はその提言に基づいた具体的なプランを策定する予定となっている。

24ページは「(2) 道德教育の推進」である。今後の方向性としては、教科化になった道德教育の推進とか、ここでも「しまねのふるまい」の推進ということも記載をしている。

「(3) 人権教育の推進」については、人権感覚の育成の促進とか、あるいは私は大切にされているという実感を積み重ねていくことができる人間教育への推進について記載をしている。

「(4) 課題を抱える子供への支援」は、近年、子どもたちの抱える問題が本当に複雑多様となって、学校現場でも先生方の負担であるとか、いろいろ対応に当たっていただいている状況である。そこで今後の方向性としては、学校が組織的に対応できる体制の強化や、相談窓口の充実、その他さまざまな支援体制の充実などについて記載をしている。

26ページでは、専門家の支援や警察など関係機関との連携、または、不登校の子どもたちが増えているという状況を踏まえて、不登校の子どもの社会的自立に向けた取組を推進するという事も記載をしている。

「(5) 外国人児童生徒への支援」であるが、これは出雲市を中心に外国人児童生徒が増加しているという状況にある。小・中学校ではそれぞれ日本語指導などいろいろ対応してきているところであるが、特に中学校卒業後の進路希望については、実態を把握して、将来希望する進路に進むことができるような支援に取り組むということで、今後いろいろと検討していきたいと記載をしている。

「(6) 学び直しや生涯学習の推進」、ここは特に定時制・通信制高等学校に関連する記載をしている。今後の方向性としては、高等学校の定時制・通信制課程において、学び直しであるとか、就学・就労への支援など多様な教育機会の提供を図るとしている。

28ページからは、「3 地域や社会・世界に開かれた教育」である。「(1) 地域協働体制の構築」ということで、それぞれ小学校、中学校、それから高等学校での取組や、あるいはそういった学校と地域との連携に必要なコーディネーターの養成・確保やコーディネーターの資質・能力の向上を図る取組の推進についても記載をしている。

「(2) ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進」については、2つ目、ふるさと教育を教科の学びに結びつけて学校教育と社会教育の連携により、ふるさと教育を一層推進していくということを記載している。

「（３）国際理解教育の推進」については、まず、外国語への対応、あるいは竹島に関する学習の充実などについても記載をしている。

「（４）主権者教育や消費者教育の充実」ということで、選挙権年齢とか成年年齢の引き下げに伴い、高校生でも成年として取り扱われることになっており、今後は高等学校段階では教育活動全体を通じた主権者教育の推進、あるいは消費者センター等と連携して、実践的な消費者教育を推進するとしている。

31ページは、「４ 世代を超えて共に学び、育つ教育」で、「（１）地域を担う人づくり」ということで、今後、地域のリーダーの育成、あるいは子どもたちが地域での実践活動を主体的に行うように、そういった取組の推進についても記載をしている。

32ページになるが、「（２）社会教育における学びの充実」ということで、地域社会においては、住民主体でこの人口減少とか高齢化などの多様な課題や変化に対応することが求められてきており、そういった地域における活動を充実するために、この４月から新しい制度となる社会教育士などの養成、そういった方々との連携や学習機会の充実について記載をしている。

「（３）家庭教育支援の推進」で、核家族化などが進んで子育ての不安や悩みを抱えたまま保護者が孤立してしまうという現状もある中で、次のページ、今後の方向性は学力の育成に必要な基本的生活習慣の定着、家庭学習の習慣化を図る、そういったことを保護者と共通認識づくりを進めていくこと。または電子メディアに関する家庭における指導など関係部局や団体と連携して取組を進めるということ、あるいは現在、社会教育課でやっている親学プログラム、これについてもそれぞれ市町村などと連携しながら推進していくと記載している。

（４）は、図書館サービスの充実について記載をしている。

34ページ、「（５）体験活動の充実」だが、学習指導要領でも自然体験、社会体験などの充実が求められているところだが、限られた授業時間の中で教育課程内の活動のみで取り組むことが難しい状況にあることから、県立青少年の家や、少年自然の家などでの体験活動の充実を図ることや、公民館を中心とした体験活動について市町村と連携して支援していくということを記載している。

「５基盤となる教育環境の整備・充実」については、「（１）教職員の人材育成・学校マネジメントの強化」というところで、平成30年２月に改訂している教職員の人材育成基本方針に基づいて、採用段階から系統的かつ一貫性のある人材育成を進めるとか、今日的

な課題や社会のニーズを踏まえながら教員研修の内容や方向の工夫、改善を図るということに記載している。

「（２）学びを支える指導体制の充実」ということは、御存じのように教職員の長時間勤務が看過できない状況となっていることから、教職員の働き方改革プランに沿って、教育に係る業務全体の見直し、教職員の心身の健康保持等々についても、保護者や地域が一体となってそういった取組を進めていくとしている。

「（３）地域全体で子供を育む取組の推進」ということで、それぞれ地域の連携を進めているが、地域総がかりで子供の成長を支える活動を支援するということや、ここでもコーディネート機能の充実について記載をしている。

「（４）学校危機管理対策の充実」というところで、学校現場、あるいは通学道路などについては、さまざまな危険があり、学校危機管理の手引きや、危機管理マニュアルの点検や見直し、あるいは警察など関係機関と連携して対応を図っていくということに記載している。

「（５）学校施設の安全確保の推進」ということで、これは環境整備的に耐震対策や老朽化した施設の改修、あるいは時代に即した環境整備の推進などを記載している。

「（６）文化財の保存・継承と活用」のところは、島根県には世界遺産であるとか、国宝、重要文化財など、貴重な歴史文化遺産が数多くあり、それを次世代に継承していく取組などを進めていくということに記載している。

（７）としては、「私立学校における教育の振興」についても記載をしている。

今後の予定であるが、資料３ページに戻っていただいて、３月の中旬には議会の文教厚生委員会にも報告して意見を頂き、３月下旬の教育委員会会議ではこの本日の協議や文教厚生委員会での意見を踏まえた最終案について協議をいただき、議決をいただければと考えている。議決をいただいた後は、これも冊子やリーフレットなどにして、市町村教育委員会や各学校関係者、各学校関係機関等へ配布し、またホームページに掲載するなど周知を図る考えである。

説明を漏らしていたが、表紙の次のページを「はじめに」としている。これは、島根県教育委員会から県民の皆様に対するメッセージを示している。現状など、中ほどに「この答申においては」として、審議会から頂いた答申について、教育の魅力化の考察、基本理念に込められた思い、島根の教育に対する期待が答申にあったので、そういったことも記載をしている。これについても御協議いただければと思う。

○新田教育長 次期教育ビジョンについて御説明した。前回のこの会議で頂いた意見等を反映させ、またその関連で修正をかけたりにしている。

○真田委員 17ページ以降、今回初めて見たものだが、4つの柱を立てていただいて、非常にわかりやすい。表題にもなっているが、教育魅力化ビジョンということでいろいろな項目を網羅してもらっていただいて、非常にわかりやすい感じでまとめて、箇条書き等々もあり、いいのではないかと思っている。非常に一貫性があって幾つか図にも番号をつけていただいたりして、非常にわかりやすくなっているのではないかと思う。それから、この前指摘したことについても、きちんと対応して直していただいているので、非常にまとまったいいビジョンができたのではないかと思う。感想である。

○林委員 私も真田委員と同感であるが、前回のときに非常に見やすい図の中で、今回説明していただいた所も、大変細かく説明というか、箇条書きになっていて、学校、地域で教育を進めていこうということがよくわかった。教えていただきたいのだが、36ページのところの(3)地域全体で子供を育む取組の推進のところ、最初の丸であるが、地域学校協働本部の設置率と放課後子ども教室の設置率は平均から20%以上上回っているという数字が出ているのだが、これは全国的に見ても高い数字なのだろうか。

○畑山社会教育課長 地域学校協働本部と放課後子ども教室の設置率である。地域学校協働本部の設置率であるが、全国の平均が50.5%となっている。島根県の率であるけれども、小・中、分けて、小学校は83.5%、中学校は80.9%となっている。放課後子ども教室の設置率は全国平均が61.8%、それに対して、島根県は85.7%となっている。

○池田委員 36ページの放課後子ども教室は文部科学省の管轄だが、放課後児童クラブは厚生労働省ということで、この放課後子ども教室は、放課後児童クラブを補完するものなのか。放課後児童クラブが隠岐には余り充実していない。放課後子ども教室はこれから充実を図っていこうとしているのか。一体化というか一本化というか、そういうような取組もやろうとしているのだけれども、なかなかできない状況の中でどういうふうに考えたらいいか。

○畑山社会教育課長 放課後児童クラブと放課後子ども教室であるが、言われるように、厚生労働省と文部科学省でそれぞれ隣接地を勧めているが、放課後児童クラブについては、子どもの居場所、放課後過ごす場所という意味合いが強くあって、一方、放課後子ども教室は、地域の中でさまざまな体験活動や、学習支援、そうした学びのプログラムを提供するという部分になる。放課後児童クラブと放課後子ども教室、近くにあったり、隣接した

りする場合もあるので、それを連携してというか、一体的に進めていく、1つの効果的に進めていくやり方として、国のほうも進めているところであるが、それぞれに役割、位置付けが違うところであるので、地域の実情に応じて、より効果的にそれぞれの事業が進むように推進していきたいと思っている。

○新田教育長 ももとは、厚生労働省と文部科学省がそれぞれにやっていたものを内閣府が間に立つ形で連携を図っていくということで、最近、連携も一定の条件のもとで行えるような見直しにはなっていると思う。そういった意味では、放課後児童クラブの活動の中で、子ども教室を使ってみるといった例もあるように聞いている。イメージとしては、やはり放課後児童クラブの方が保育の延長というか、毎日一定の期間、時間こうやって預かるというベースの中で展開する。その中でいろいろな活動をするのだが、その活動の1つとして子ども教室を使うケースもある、そういった連携はだんだん進んでいるように受け止めている。ただ、池田委員が言われるように、各地域の状況もあるし、ハード的な関係、位置関係、距離関係等もあるので、こういった点は本当、御指摘のとおりそれぞれの地域、御家族が利用しやすいようにという視点、それから、一方教育委員会としては、先ほど言ったように、子ども教室のほうの社会教育、地域の中で子どもを育てていくと、そういったプログラムや機会を提供するというふうなアプローチで基本的にはやっている。そういったところを生かしながら連携していくということになるろうかと思う。

本日、初めて御覧いただくページもかなりある。先ほど小仲参事から説明したように、3月の最終のこの会議で議決いただければと考えている。この回に限らず、お気づきの点があれば、またお知らせいただければと思う。

——資料に基づき協議

協議第14号 少人数学級編制・スクールサポート事業の見直し最終案について（学校企画課）

○木原学校企画課長 資料の4の1ページを御覧いただきたい。この見直しの最終案については、前回のこの会議において、概要について御説明をしている。その際、御協議もいただいている。その後、昨日、この資料をもとに県議会の文教厚生委員会においても説明をし、意見をいただいたところである。今後、県議会で議論いただくことになるわけだが、本日は前回のこの会議で説明し切れなかった部分について、追加の説明をして、引き続いての御協議をお願いしたいと考えている。

まず、見直しの最終案の内容だが、(1)の①から⑤の5つの内容としてまとめている。ほぼ、前回の協議でお話ししているが、その中で、①と⑤が前回お示したたたき台からの変更点になっている。このうち、①から④については、前回の会議でおおむね説明差し上げているので、本日は⑤について御説明する。

ここでは、小学校1年、小学校2年、中学校1年について、少人数学級編制の対象となり、市町村教育委員会が学級分割を行わない場合には、常勤換算で1名の教員の配置を行うという項目である。こちらは、今回の最終案の基準で実施した場合にどういうことが起こるかということであるが、この3つの学年については、学年の進行の際に、学級編制の基準が次の学年と差の出る形になっていく。したがって、クラス替えをあらかじめ想定する必要があるという状況になっていく。例えば小学校1年生の場合、基準が30人となっているので、もし、ある学校で31人ということであれば、1年生では2学級の編制になっていく。これが2年生になると、32人の基準になるので、1学級になるということがあらかじめ見込まれるということになっていく。こうした場合に、児童の実態や学校の状況に応じて、1年生の段階で、もうあえて学級を分割せずに1学級のまま常勤の換算1名の教員の配置を受けることができるようにするというものである。これは現在、小学校の1、2年生でスクールサポート事業を行っているが、その後継的な措置というイメージであって、今回それを新たに中学校1年生にも対象を広げて実施するという内容である。

これまでこういった形で学級編制の基準に従って、一律に学級を分割することについては、他にも課題となる点があった。例えば、中学校において、1年生と2、3年生の学級数がこの基準によって異なるということが起こり得るので、そういった場合、体育祭などの学校行事の上で配慮を要するという場合も起こっていた。また、教員の負担の面で見ると、学級が増加した分、教員の配置は確かにあるが、これによって学級担任の人数が賄えるものの、教科の授業を担当する教員にとってみると、学級数が増えることによって、授業時間数が増えることになるのだが、人員としては学級担任のみ増えて、教科の授業をカバーするところまでは及ばないということで、教員の負担が一部増えるということも起こっていた。今回、こうした柔軟な運用を導入することによって、このような課題に対応することや、児童生徒や学校の実態に応じた学級編制が可能になることが期待できるのではないかと考えている。その下の変更理由については、前回の会議で御説明したとおりである。

(2)の見直し最終案による影響の試算である。現行の基準では、少人数学級編制によ

る必要となる教員の人員配置は、今年度202人となっている。これをたたき台の基準にすると、その下にあるように100人の縮減となる。さらに新しい最終案ということにすると、90人の縮減となっていく。これに課題解決のための加配を常勤換算で40人という予定であるので、差し引き現行から50人の教員の縮減となっていく。これによって、予算規模で申すと、2億5,000万円の捻出ということを見込んでいっているところである。

4の2ページを御覧いただきたい。こちらに基準変更のスケジュールを載せている。変更のスケジュールとしては、令和3年度、4年度の2カ年で見直しを実施する。その際、30人学級から翌年度38人に急変する世代がないように、そこの表にあるように実施する学年を調整したいと考えている。また、これに伴う教員数の縮減は令和3年度から5年度までの3カ年をかけて実施したいと考えている。中ほどの表にあるように、各年度の縮減の人数が緩やかになるように考えているところである。その下、課題解決のための教員加配については、前回詳しく御説明したので、ここでは説明は割愛させていただく。

4の3ページになるが、見直しの全体イメージについても、前回御説明したので、ここでは省略させていただく。

4の4ページ以降だが、こちらはこれまでこの会議で提出したデータを今回の最終案の基準で再計算した結果としてまとめて掲載したものである。こちらの詳細については説明を省略させていただきたいと思う。

4の9ページを御覧いただきたい。今回取りまとめた最終案については、今日13日に知事が概要を説明している。教育委員会としても、その内容をこの日のうちに市町村教育委員会に情報提供して、これについての各教育委員会についての考えや御意見を伺うように文書で依頼している。その結果がまとまっているので、ここで報告をする。

結論から申し上げますと、見直しの最終案については、県内全ての市町村教育委員会から了承する旨の回答をいただいている。その了承するという回答の上で主な意見をいただいているので、それをこのページに挙げている。内容を見ていくと、上のほうにあるが、中1に加えて小1についても現行の基準を維持することは評価できるであるとか、これまでの事業の評価、検証や小1プロブレムに配慮した少人数学級編制の基準の見直しが盛り込まれたことは評価できる。それから限られた時間の中で小学校1、2年生、中学校1年について、後続的な措置をいただいた最終案を了承するという小学校1年に対する変更、それから一部学年の柔軟な学級編制の運用について評価をする意見をいただいている。その一方で複数クラスが減となる学校は影響緩和のための教員加配をお願いしたり、加配等に

については各校の実態に鑑み配慮を願う、新基準により大きく影響を受け、また多くの課題を抱える自治体については、自治体に最大限に配慮した加配措置を行うことなどのような影響緩和や課題解決のための加配に対する要望をいただいている。今後、ここでいただいているような御意見や学校現場の実態などを踏まえて、教員の配置基準を整理して、見直しによる影響が最小限となるとともに、教育がさらに充実していくように検討を進めていきたいと考えている。

○新田教育長 私のほうからも、若干、補足の説明をさせていただきたい。先ほど、企画課長から説明があったように、11月に提案した、たたき台から大きく2点、最終案として変更している。資料でいくと、1の(1)の①小学1年の編制基準、⑤の小1、小2、中1におけるスクールサポートの後継的な措置、この2点である。このうち、特に小学1年の基準については、このたたき台を取りまとめる時点でも、特に小学校入学時に大きな環境の変化があり、それに対応できない、こういったいわゆる小1プロブレム、この問題への対応ということで、この教育委員会会議を含め、私どもとしても重視してきた点であるし、逆に言えば、財源捻出との間で苦慮したところであった。

最終案としてお示しする内容として、私も知事のほうとも直接話をしたが、特に今回のこの少人数学級編制の見直しを行った後においても、見直しに伴う影響ができるだけ小さくなるよう、また、新しい加配等によって、教育の質の維持、一部見方によっては向上につながるであろう、そういった思いもあって図ろうとしている、そういったことが学校現場の御理解のもとで実現するように努めていくのが我々の務めであろうと考えているが、こういった点も知事には理解をいただいて、財源捻出の3億円を2億5,000万円に変更するという大きな変更を伴う、大きい判断をしていただいたものだと思っております。

もう1点、市町村並びに市町村教育委員会の御理解である。先ほど報告の中でもしたように、全ての市町村長、そして、全ての市町村教育委員会において、この最終案をもって了承するという回答をいただいた。全ての市町村長、そして、全ての市町村教育委員会の皆様から了承いただいたということは大変ありがたく思っている。今後、私どもとしては、各市町村、各市町村教育委員会の一層の御理解のもとで、連携してこの見直しを含め、取り組んでいく必要があると考えているところだ。以上、補足させていただく。方向性や考え方は、前回御報告させていただいた最終案ということと全く変わりないところである。今回、こうして各市町村教育委員会からも了承ということで、あわせてお示ししたような要望や提案も出ているので、こういったものについてももしっかり対応していくということ

が重要だと思っている。これについても、今回、引き続いて、協議という形で出させていただいている。引き続いて、御意見、お気づきの点があれば、また、会議の場に限らず御提示いただければと思う。

○浦野委員 全ての市町村の委員会から了承を得られたということ、そして見直しが行われたということはよかったのではないかと思う。課題解決のための加配教員については、40名という限られた人数である。その40名をどのように配置していくかという作業は、大変なことだと思う。配置を決めることによって、各学校からいろいろな情報を得ることは必要になってくると思う。その情報を得ることが、また、教育の向上につながるようになればいいと思った。引き続き、一人一人を大切に、きめ細やかな教育という点では変わりのないようによろしくお願ひしたいと思う。

○池田委員 浦野委員が言われたように、現場主義、現場を大切にするというのは教育の原点ではないかと思うので、学校からの情報は重要視していただきたいと思う。やはりその現場の教職員の方やPTAの方、保護者の方の署名もたくさん集まっていると報道もされているし、その辺りは念頭においての施策を進めていってほしいと思っている。そして、4の9の丸ポツ下から3つ目に、県が行ってきた少人数学級編制は、本来、国策で進めるべき事業であると考えするという一文が載っているが、島根県は国の基準よりも引き下げて少人数学級編制をしているということは、知事も国に対して、もっと教育上本当に必要なことだということを述べていってほしいということをしごく思うし、教育、それから福祉、医療、環境、平和とかいう問題は、お金があるからやるものではなくて、本当に住民とか国民とか生活を支えていく上でとても大事なことなので、そのところをしっかりと腰を据えて取り組んでほしいと思っている。

○新田教育長 今回の見直し自体は、前回は申し上げたかと思うが、教育のフィールドだけで考えると、非常に理解していただくことが難しい案件であろうと思っている。島根県自体が抱えている、子ども、子育て、この重要性とその施策を拡充する必要性、そして、県財政の実情、こういったものをあわせて総合的に御理解していただかないと、なかなかわかっていただけない面もあろうかと思っている。また、それだけではなくて、やはり教育の中で今回の見直しができるだけ負の影響は少なく、プラスの影響につながるような取組になるように、私どもも、学校現場でもそういうふうにしていただけるような説明をしっかりとしないといけないと思っている。両委員の御意見をしっかりと踏まえていきたいと思う。

協議第15号 小中学校の学校司書等配置事業の見直し最終案について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 5の1ページをお願いする。先ほど、少人数学級編制等々の説明にもあったような流れで進めている。前回の本会議で説明させていただいた最終案についての変更はないので、この説明は割愛させていただくが、一部漏れもあったので、一部説明を加えさせていただく。

5の2ページをお願いする。令和2年度から実施する新制度の名称について、「学校司書等による学びのサポート事業」としている。前回の会議で、教育長から補足をいただいたが、改めてお願いする。この事業名については、業務を担っていただく方は現行の学校司書等である点と、その役割について、誤解なく表現するために定めたものである。以下、表や図で学校司書の基礎業務を担う学校司書等の配置に補助する区分と、新たに養成する学びのサポーターの配置に補助する区分、この2つの区分を示している。なお、市町村には補助対象となる時間について明らかにすることで、配置基準、配置判断に配慮していることを申し添える。こうした新制度について、市町村教育委員会の意見を承ったところである。そちらをまとめたものは5の3ページを御覧いただきたい。結論から申すと、県内全ての市町村から了承する旨の回答をいただいたところである。主な意見として、学びのサポート業務の具体的で丁寧な説明を求めるといった意見、また、市町村の実情を踏まえ、学校司書の複数校兼務など、柔軟な事業設計をを求める意見等々があった。こうした点を踏まえ、要綱策定においては、十分に配慮するとともに、各市町村教育委員会への説明、また、学びのサポーター養成研修を予定している。そうした機会を通して、丁寧でわかりやすい説明を心がけて、現場にいらっしゃる現在の学校司書等の方々の不安をできるだけ払拭し、新制度への移行がスムーズに進むよう努めていきたいと考えている。

なお、最後の意見にある学校司書等の区分設定については、余り明確な理由がないのではないかとこの御意見に対してのことであるが、この区分設定については、人材確保等の面でサポーターには移行できず、現行の学校司書等の継続を求める場合を想定したものである。できるだけ多くの市町村にサポーターへの移行を求めていきたいと考えているところである。

報告第87号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課・保健体育課）

○原保健体育課長 新型コロナウイルス感染症について、教育委員会としての対応については、1月30日に設置された全県を対象とした全庁横断的な対応を行うための島根県危機管理対策本部に参画するとともに、教育委員会として、児童生徒、保護者等への周知などについて、市町村教育委員会等を通じて対応をしているところだ。

具体的には、1の市町村教育委員会等への周知として、1月23日以降、順次記載してあるが、通常の感染症対策の実施に努めていただくことや、感染症にかかった児童生徒を出席停止とさせることができること、また、中国から帰国した児童生徒等がある場合の対応等についてである。また、一昨日、2月18日に、改めて児童生徒や保護者に、学校や家庭において予防策に対応いただくように、日常的な手洗いや咳エチケット、また、正しいマスクの着用の仕方などについて、わかりやすいイラストのある通知により周知いただくようお願いしたところだ。

2のマスクの配布についてである。県立学校において、医療的ケアが必要な児童生徒への対応、また、保健室での利用や給食等の調理など、マスク着用が必要な業務に関して、不足する枚数について準備が整い次第、今後配布する予定としている。

○林委員 先日、国内でも10代の感染者の方が出た。昨日だったと思うが、文部科学省から高校の選抜試験の際に、そうした感染者があった場合には延期等の適切な処置を検討してほしいというような事務連絡が入ったと思う。もう半月ぐらいで島根県のほうも一般選抜もあるが、今、そうしたことに何か想定があれば教えていただきたい。

○多々納教育指導課長 林委員から御指摘のあったとおり、昨日のところで文部科学省から2回目の通知として、高校入学者選抜についての通知が来た。できるだけ追検査等の実施を検討してほしいという旨のことであった。本教育委員会事務局としては、十分な情報収集等々を考えて、今、鋭意検討をしている。可及的速やかに方針を決定し、受検生等の不安を払拭できるような内容の通知、伝達に努めていきたいと思っている。なお、本県の学力検査は3月5日を予定しているので、かなりもう近づいている。できるだけ早いところで、生徒たちに不利にならないような対応を示していきたいと考えている。

○林委員 よろしく願います。

○真田委員 先ほどマスクの配布のところ、学校で不足する枚数を準備が整い次第配布予定ということなのだけれども、大体いつごろなのか。それで、枚数はどれぐらいを考えておられるのか。もし分かればお願いしたいと思う。

○安食総務課長 マスクの配布については総務課の担当であるので、私のほうからお答えする。マスクについては、通常に対応としては、学校の方で学校の経費の中で常に準備しておられるというところがあるが、昨今の状況でマスクの入手が困難という状況があるので、島根県が備蓄をしているマスクの中から教育委員会に2万5,000枚、融通をしていただいた。先ほど保健体育課長からあったように、医療的ケアが必要な児童生徒を担当する教職員用として、このうち8,000枚、それから特別支援学校などの給食の提供業務等を行う調理員、あるいは県立学校の寄宿舎に勤務する教員用分として4,000枚。それから、その他の県立学校の保健室に勤務する養護教諭とか保健室を利用する児童生徒等の対応に1万3,000枚である。県立学校になると1校あたり本当に数百枚といったような配布にはなるが、本日発送準備を行っている。また、県教育委員会としてもある程度備蓄をしておく必要があると思っているので、このたび10万枚ほど発注をかけたところである。

———原案のとおり了承

報告第88号 松江市内県立普通科3高校の特色化説明会等の開催について（学校企画課）

○柳楽県立学校改革推進室長 7の1ページを御覧いただきたい。まずは、1の目的であるけれども、大きく2つの目的を持っている。まず、1つ目であるが、そこに挙げてあるように、社会や経済のグローバル化の進展、Society5.0と言われる超スマート社会の到来など、社会の急速な進展を踏まえて、これからの社会で活躍する人材を育成していくために必要な学びとは何か。また、2022年度から高等学校で実施される新学習指導要領にも、総合的な探究が取り入れられるなど、近年の教育現場でキーワードに挙げられている探究型学習とは何か、その意義について、有識者からの講演を通して、今後進路を決定する中学生、その保護者、あるいは中学校教員など教育関係者等に伝え、ともに考える場にしていきたいと思っている。この目的のために、内容は後ほど説明するが、3の（1）、（2）にあるイベントを計画している。そして、2つ目の目的だが、昨年2月に策定をした「県立高校魅力化ビジョン」にも示したように、令和3年度から入学者選抜から松江市内県立学校の松江北高校、松江南高校及び松江東高校の3高校について、通学区を撤廃することに伴って、3校の特色化の取組状況を中学生、その保護者、学校関係者等へ説明し、周知するということを目的としている。

この目的のために、3の（3）のイベントを計画している。その内容等については、3のイベント名、日時、場所、対象者と、7の2ページ、4の内容のほうに記載をしている。

両日ともに、7の2ページの講演講師にあるように、元京都市立堀川高校校長で、「堀川の奇跡」で有名な大谷大学教授の荒瀬克己先生にお越しいただいて、これからの学び、特に探究的な学びの意義ということについて、教育関係者向け、あるいは中学生、保護者向けにそれぞれお話をさせていただく予定にしている。6月19日の金曜日の夕方は、中学校教職員、あるいは教育関係者、あるいは保護者等を対象に、あわせて令和3年度新設の探究科学科についての説明も行う予定にしている。翌6月20日の土曜日については、荒瀬先生の講演のほか、県内の島根大学、島根県立大学の先生方から、大学が求める生徒像、それから、探究的な学びを意識した入試制度改革など、探究的な学びと大学入試との関連についてもお話をいただく予定にしている。6月20日は、この会に引き続いて、通学区撤廃に向けた県立普通科3高校特色化説明会を開催し、3校の求める生徒像や育てたい生徒像、あるいは学校の特色化の状況について、各校のほうから説明をいただく予定にしている。

現時点での特色化の状況については、3月上旬をめどにパンフレットを、中学校を通じて配布しているところだが、この6月になると、この中学生たちが入学する令和3年度の教育課程も決定をし、令和3年度生徒募集用パンフレット等を使って、より詳しい説明ができるものと考えている。この件については、年度内に中学校へ一次案内をし、年度が改まったところで詳細を詰めて案内をする予定としている。

———原案のとおり了承

新田教育長 非公開宣言

— 非公開 —

議決第35号 令和2年度教育委員会事務局等職員（管理職）の定期人事異動（教育職員関連分）について（総務課・学校企画課）

——原案のとおり議決

議決第36号 令和2年度県立学校教育職員（管理職）の定期人事異動について（学校企画課）

——原案のとおり議決

議決第37号 令和2年度市町村立小中学校等教育職員（管理職）の定期人事異動について（学校企画課）

——原案のとおり議決

議決第38号 令和3年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験について（学校企画課）

——原案のとおり議決

承認第7号 教職員の分限処分について（学校企画課）

——原案のとおり承認

報告第89号 令和元年度2月補正予算案（追加上程分）の概要について（総務課）

○安食総務課長 13の1ページから御覧いただきたい。2月18日に開会した県議会2月定例会の中日に追加上程される予定の予算案である。この内容については、3月5日の議会運営委員会までは部外秘ということになっており、この非公開の場での報告をさせていただく。

1の補正予算額の概要だが、下の合計欄を御覧いただきたい。欄外の注1に記載をしているとおり、補正前の額は、前回2月14日の教育委員会会議で報告した、補正予算第5号2月定例会初日上程分による補正後の額である。補正前の額が事業費合計で、教育委員会

全体で836億9,000万円余に対して、補正額が4億6,000万円余の減額であり、補正後の額が832億3,000万円余である。合計の一つ上の給与費だが、補正前は725億5,000万円余に対して、補正額は100万円余の減額であり、補正後の額は725億5,000万円余である。

13の2ページを御覧いただきたい。2の主な補正内容である。2月補正予算は、主として各事業について、例えば国庫補助等の減による事業規模の減少であるとか、あるいは、1年間を通じた事業の実績見込みによる増減による補正であり、課ごとの主な補正内容、言い換えれば増減理由については、主な内容欄に記載のとおりである。この中で、特に給与費と、それから特殊な事情による増減の主なものについて、かいつまんで説明をさせていただきます。

まず総務課分の給与費である。総務課全体では400万円の減額だが、うち給与費が100万円余の減額であり、給与費は、本年1月時点の現員現給に基づいて積算し直している。主な内容欄を御覧いただくと、職員給与費は、一部、退職や辞職などによる人数の増減はあるが、主には諸手当等の実績見込みによる増が6,500万円の増。退職手当の実績見込みによる減が6,600万円の減ということになっている。給与費は以上である。

次に、学校企画課である。主な内容欄の二つ目である。これは、小中学校において、常勤講師が配置できなかった学校に対して非常勤講師を振替配置したことによる非常勤講師配置経費の見込みが、5,400万円の増。一方、配置できなかった常勤講師の給与費については、特に記載していないが、総務課分の給与費全体の中から減となっている。

次に特別支援教育課だが、特別支援教育就学奨励事業費について、今年度、就学奨励費の国庫補助対象額の引き上げがあったことや、支援対象者数が増えたことにより、1,200万円の増加となっている。

次は文化財課である。埋蔵文化財調査受託業務の実績見込みによる減が1億9,800万円。これは国などの事業による埋蔵文化財発掘調査の受託事業だが、調査実施が不要となったり、あるいは対象面積が減少したことなどによる減少である。その他のところは先ほど言ったように、1年間を通じた事業実績見込みによる増減である。

13の3ページ以降は、課別事業別一覧で、各課の補正対象の事業のみについて事業ごとの計数の状況を付けている。細かくなっているが、説明は割愛させていただきます。

13の13ページを御覧いただきたい。4繰越明許費補正である。年度内に関連予算を来年度に繰り越し、翌年度にまたがって事業執行するものの追加となっている。1は教育施設課の事業で、産業教育設備整備費に係るもので、金額は660万円。これは、隠岐水産高校

の練習船みこしまの発電機の更新について、発注部品の調達ができず年度内の完了が困難となったものである。2は文化財課の事業で、歴史遺産保存整備事業費に係るもので、499万円余。これは、津和野城整備事業や佐陀神能伝承活用事業において、諸事情により、年度内に工事等に着手できなかつたものだ。

——原案のとおり了承

報告第90号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定について（保健体育課）

——原案のとおり了承

新田教育長 閉会宣言 16時50分